

3

野生生物の保全のために私たちができる取組

ステップ1 野生生物に迫る危機等について知る

絶滅のおそれがある野生生物や生物多様性の重要性等について、調べてみましょう。まずは、「事実を知る」ことが保全の第一歩です。

ステップ2 自分事として行動する

野生生物に迫る危機等について、「自分事」としてとらえ、行動してみましょう。
例えば、次のような行動も、野生生物の保全には重要です。

野生生物は自然の中で楽しむ

野生生物を持ち帰ったり、安易に別の場所に移さないようにしましょう。別の地域への放流や移植が、その地域にもともと生息・生育していた野生生物に影響を与えることがあります。

野生生物とは適切な距離をとる

野生生物への餌付け等はやめましょう。野生生物が人の生活圏に近づくことで、生態系のバランスが崩れたり、生活被害や感染症を引き起こすことがあります。

ペットは責任を持って最後まで飼う

ペットを野外に放すと、もともとその地域にいた野生生物への捕食や、すみかを奪う等の影響を与えることがあります。

希少種の情報をSNSで拡散しない

インターネットを通じて広く情報が公開されることで、盗掘や密猟、踏み荒らし等が引き起こされるかもしれません。

ステップ3 保全に向けた行動の輪を広げる

身近で行われている自然環境の保全や再生のためのボランティア活動に参加してみましょう。また、都内では、野生生物の観察会や自然再生に関するイベントも開催されています。ぜひ、ご参加ください。



東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針

—「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けて— 普及版

令和7年3月発行

編集・発行 東京都環境局自然環境部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3548

登録番号 第(6)89号
環境資料 第36068号

保全方針の詳しい内容は、
右の二次元コードから
ご覧いただけます。



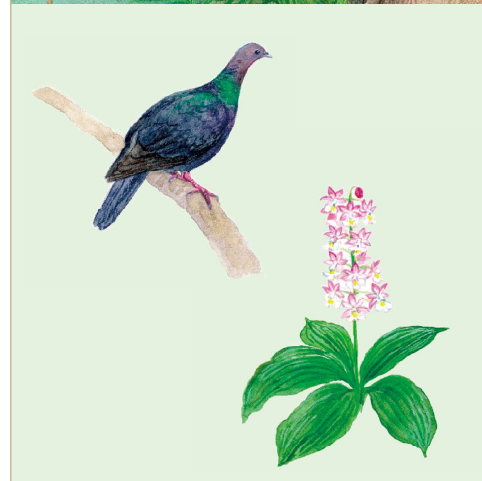
本書に掲載された写真・図表・イラスト・文章等、
内容の全ての著作権は東京都及びそれぞれの記事等
提供者にあります。これらの情報は権利者に無断で
転載・複写・複製することはできません。

普及版

東京都の保護上重要な 野生生物の戦略的保全方針

「新たな野生絶滅ZEROアクション」の実現に向けて

Strategic Wildlife Conservation Policy in Tokyo
— Saving Wildlife: From Common to Endangered Species, and Ecosystems —



令和7(2025)年3月

東京都



自然環境の中では、あらゆる野生生物は互いに関係し、つながり合いながら生態系を構成しています。それぞれが生物多様性を支える上で重要な役割を果たしています。

東京都レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物種のリスト）の掲載種数は、10年ごとの改定の度に増加しており、都内の野生生物の絶滅危険度の高まりが示されています。

適切な保全策を行わなければ、右図のように絶滅種が増えるだけでなく、これまで普通に見られていた生物種が絶滅危惧種へと移行してしまうおそれがあります。

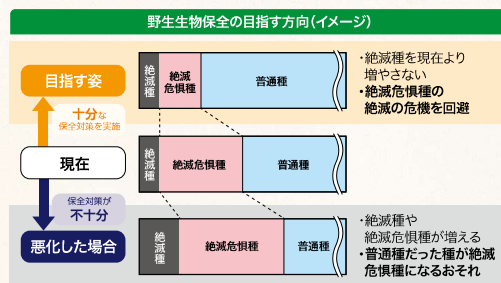
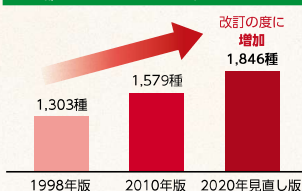
そこで東京都は、生物多様性地域戦略において、これ以上絶滅種や絶滅危惧種を増やさないことを目標※としています。

そのためには、絶滅危惧種の保全策の強化とともに、普通種を普通種のまま維持するという考え方に基じた、継続的かつ実践的な保全策に取り組む必要があります。

これらを、「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」としてまとめました。

※東京都生物多様性地域戦略における行動目標である「新たな野生絶滅ZEROアクション」とは、2030年時点で、人間活動の影響による野生生物の絶滅を新たに生じさせないよう、野生生物の保全・回復を図るための実行性のある取組を、様々な主体とともに実施するという目標です。

東京都レッドリスト(本土部)掲載種数の経年変化



東京都の野生生物をめぐる現状と課題

東京都には、奥多摩や伊豆諸島、小笠原諸島などの原生的な自然から、人の手が入ることで維持されてきた二次的自然である里山環境、都心部における公園緑地、水域等といった多様な野生生物の生息・生育環境があります。そうした中、野生生物の主な減少要因は、大きく分けて4つあります。



野生生物の生息・生育に大きなダメージを与えている4つの危機



01 開発など人間活動による危機

開発による森林伐採や湾岸の埋立て等によって、野生生物が生息・生育できる環境が減少しています。また、過剰な捕獲や採取、観光等による踏み荒らしも、深刻な影響をもたらしています。



02 自然に対する働きかけの縮小による危機

里地・里山が使われなくなり、生態系のバランスが崩れ、身近に見られた生物が減少しています。また、狩猟者の減少による二ホンジカの急激な増加は、植生の衰退を引き起こしています。



03 人間により持ち込まれたものによる危機

人が持ち込んだ外来種によって、在来種が捕食されたり、遺伝的かく乱など、生態系への影響が生じています。また、化学物質やマイクロプラスチック等による影響も問題視されています。



04 地球環境の変化による危機

地球温暖化による気温の上昇等により、生物季節（生物の分布や生育時期等）が変化しており、野生生物の絶滅リスクが高まると予測されています。

東京都は野生生物の危機的状況に対し、緑地保全制度の活用による生息・生育地の確保や外来種対策などに取り組んできました。しかし、多様な主体が保全策に取り組む上で、様々な課題があることがわかってきました。



2

東京都の 野生生物の戦略的保全の考え方

東京都では、野生生物の保全上の課題を解決するため、東京都全域における「**共通の保全戦略**」と、自然環境の特徴に応じた「**エリアごとの保全戦略**」を組み合わせた取組を推進していきます。

これにより、人間活動の影響による野生生物の絶滅を、新たに生じさせない環境づくりや、それを支える仕組みづくりを目指します。

共通の保全戦略

戦略① 「生態系」に着目した保全アプローチ

戦略② 「種」に着目した保全アプローチ

戦略③ 外来種対策の実践の促進

戦略④ 都市における生態系の保全

戦略⑤ 専門知・伝統知等に基づく保全の推進

戦略⑥ 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進

戦略⑦ 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

組み
合わせる



エリアごとの保全戦略

① 森林環境エリア

② 里山環境エリア

③ 都市環境エリア

④ 河川環境エリア

⑤ 東京湾エリア

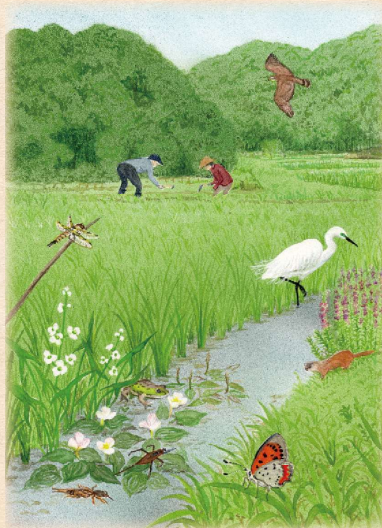
⑥ 伊豆諸島エリア

⑦ 小笠原諸島エリア

※基盤的な行動：主要行動の原動力となる基盤的行動

健全な生態系は、多くの生物種が相互に関係しながら安定性を保っています。そのため、生態系を保全することは保護上重要な生物種を守ることにもつながります。

本方針では、これまで取り組んできた、特定の種ごとに絶滅回避の方策を講じる「**『種』に着目した保全アプローチ（戦略②）**」に加え、それらを取り巻く普通種や生息・生育環境を含む「**『生態系』に着目した保全アプローチ（戦略①）**」の両輪で、野生生物の保全や外来種対策等を進めていきます。



共通の保全戦略 主要な行動

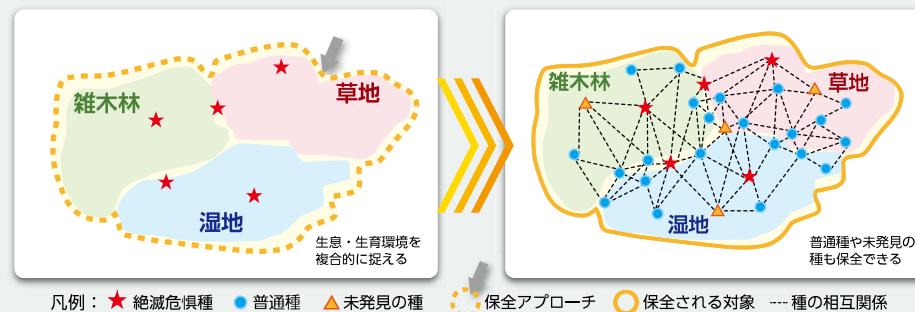
戦略① 「生態系」に着目した保全アプローチ

野生生物の保全にあたっては、絶滅危惧種など特定の生物種を保全するだけでなく、**普通種を含む生態系を支える生物種間のつながりや、生態系が持つ機能・プロセスも合わせて保全していくことが重要です。**

そのため、多様な自然の特性を把握しながら、保護上重要な生態系を抽出し、生態系の機能等を回復することで絶滅の回避を目指します。



例えば、水田やため池、雑木林など、多様な環境要素を有する里山全体の環境に目を向けて保全に取り組みます。



メリット1 生態系全体を保全することで、普通種や未発見種も合わせて保全できるため、普通種等が絶滅危惧種に移行することを未然に防止できます。

メリット2 種の多様性が高く、異なる環境が連続的に推移し接する場所（エコトーン＝移行帯）なども保全対象に含めることで、より多くの種を保全することができます。

デメリット 個体数が極めて減少してしまった種等に対しては、効果が限定的な場合もあります。

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 取組の優先度を掲示・共有することにより保全を促します。

☑ 法令等による制度を活用した保全を推進します。

- 保護上重要な生態系の抽出、公表
- 自然地の開発等における野生生物保全への配慮の促進
- 多様な主体による生態系の保全、自然再生の取組の推進

- 東京都自然保護条例※（保全地域、野生動植物保護地区等）
- 都市緑地法（特別緑地保全地区等）

※東京都自然保護条例：東京における自然の保護と回復に関する条例

戦略②「種」に着目した保全アプローチ

すでに絶滅に近づいている種など、対策の緊急性が高い種は、絶滅危惧種ごとに絶滅回避の方策を講じる必要があります。

そのため、法令等に基づく制度を活用して、保護対象の種や生息・生育場を指定することなどにより、対象種の個体数や個体群を維持・回復させる**生息域内保全**に取り組みます。また、状況に応じ専門機関との連携のもと、生息・生育地以外において、人の管理下で個体や遺伝資源の保存を行う**生息域外保全**などにも取り組みます。



凡例：★ 絶滅危惧種 ● 普通種 ▲ 未発見の種 ○ 保全アプローチ ○ 保全される対象 --- 種の相互関係

※ハビタット：野生生物が生息・生育に利用する場

メリット 個体数が極めて少ない種等に有効な方策であり、対象種のハビタットの保全や個体数の増加を着実に進めることができます。

デメリット1 種ごとに絶滅回避の方策を考え対策をとるなど、時間と労力が必要になります。

デメリット2 時に、対応できる種が限定されます。普通種や未発見種は、必ずしも保全対象とならないため、絶滅が危惧されてからの対応となる傾向があります。

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 取組の優先度を提示・共有することにより保全を促します。

- 保護上重要な野生生物種（レッドリスト）の抽出、公表、改定及び開発時における配慮事項等への活用
- 多様な主体による種の保全に向けた取組の促進

☑ 法令等による制度を活用した保全を推進します。

- 東京都自然保護条例*（東京都希少野生動植物種等）※東京都自然保護条例：東京における自然の保護と回復に関する条例

戦略③ 外来種対策の実践の促進

侵略的外来種による影響は、保護上重要な野生生物の主要な減少要因の一つとなっています。そのため、これまでの被害の予防に向けた普及啓発に軸足を置いた取組に加え、「いち早く見つけ、被害を減らし、防除の取組を広げる」という侵入防止や**防除対策の実践**のステージへと転換する必要があります。特に外来種の影響を受けやすい島しょ部では、早急な対策が求められています。

みんなで実践！ TOKYO外来種対策3&3

外来種被害予防3原則

- ① 入れない
- ② 捨てない
- ③ 拡げない



外来種対策行動3原則

- ①「いち早く見つける」
- ②「被害を減らす」
- ③「取組を広げる」

地域の特性に適した外来種対策を協働と連携により効果的に実践し、取組を広げていく

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 優先度を踏まえた対策を実施します。

- 侵略的外来種の定着段階に応じた対策の実践
- 東京都版外来種対策リストの整備や、防除の実践における留意点等を示した解説ブックの作成
- 外来種対策に関する行動計画等による多様な活動主体との連携や協働の推進

☑ 予防や水際対策を推進します。

- 港湾・空港での徹底した水際対策や、近隣県との連携による監視体制や情報共有の場の整備
- 市民参加型の外来種調査や専門知を活用した分析

☑ 外来種から島しょの自然とくらしを守ります。

- 多様なステークホルダーとの連携による住民や観光客等への普及啓発等、多面的な対策の強化

戦略④ 都市における生態系の保全

野生生物の生息・生育環境の分断・孤立化が進む都市域では、小規模に残されたハビタットに生物種が集中する傾向があります。そのため、核となる緑地やその周辺における**生態系ネットワーク**を意識し、生息・生育地となる環境の保全や創出に取り組んでいくことが重要です。

生態系のポテンシャルの把握に向けて野生生物の現状把握が必要です。



カイツブリの繁殖

井の頭池（三鷹市）では、地域や市民、行政の連携による外来種対策や保全活動が進められ、池の生態系が回復

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 都市域に生息・生育する野生生物の現況やポテンシャルを評価するための総点検を行います。

- 市民参加型の野生生物調査の活用や行政・市民団体等による調査の促進

☑ 地域の核となる自然環境の保全や回復を進めます。（東京都自然保護条例（保全地域等）の活用）

☑ 地域に根付いた屋敷林等の民有緑地の保全を進めます。（都市緑地法（特別緑地保全地区等）の活用）

☑ 行政や民間による開発等の機会を捉えた新たな緑の創出や、まとまった緑地の保全に努めます。

☑ 都市公園や学校などを活用したビオトープ作りなど、野生生物のハビタットの創出を進めています。

戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進

生物多様性情報[※]の収集・蓄積を進め、科学的知見に基づく課題を把握し、効果的な対策や取組につなげます。また、過去の東京都の自然環境の状況を示す、標本を含めた自然史資料等の情報収集にも努めます。さらに、自然と共生した暮らし等に関する「**伝統知**」や、科学的データや知見による「**専門知**」の活用を進め、**順応的管理**に基づく適切な野生生物の保全にを行えるよう、拠点整備や連携を進めていきます。

※生物多様性情報：野生生物に関する情報や人と自然とのかわり合いを示す情報。伝統知・地域知に関する情報等を含む

東京都ではこのような内容に取り組みます

☑ 生物情報を収集・蓄積し、活用します。

- 野生生物に関する情報基盤の整備とデータベース化（デジタル版野生生物目録等の整備）
- 標本等の実物資料の収集や市民参加による調査を活用した網羅的な生物情報の蓄積

☑ 科学的知見に基づく保全管理の実践と検証を推進します。

- 専門知を活用した取組の拠点となる（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備
- 東京都環境科学研究所や都立動植物園等との連携強化

☑ 地域の伝統的な知恵等のデジタル・アーカイブ化や、それら知恵や技術を体験する機会を創出します。

戦略6 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進

あらゆる**社会・経済活動**が野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすため、全ての人間活動において野生生物保全への配慮が求められます。それらを行政や企業、産業界等は率先して推進し、各主体の野生生物の保全に貢献する行動を促します。

東京都ではこのような内容に取り組みます

- ☑ 利用者や消費者に対し、野生生物の保全に配慮した企業活動や事業に対する理解と賛同を促進します。
- ☑ 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業を推進します。

戦略7 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

各戦略を効果的に実践するためには、都民、NPO・NGO、企業、研究機関、自治体等の多様な主体による**連携**や**協働**を推進することが重要です。関係者等による多面的かつ重層的な関与を進めながら、社会全体の野生生物に対する興味や関心、保全意識を高めます。

東京都ではこのような内容に取り組みます

- ☑ 自然共生都市を目指し連携・協働を推進します。
- ☑ 各主体の生物多様性への理解や関心を高めていくための拠点として（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムを整備します。
- ☑ 各主体の行動変容を促す環境教育や普及啓発を推進します。



事例から学ぶ

Q. 戦略1の「『生態系』に着目した保全アプローチ」って、どんなことをするの？

A. 例えば、地域ごとに受け継がれてきた伝統的な谷戸の管理手法を活用し、生態系を回復させるとともに、多くの絶滅危惧種を保全しています。

町田市北部の多摩丘陵では、近年の開発や手入れ不足により里山環境の消失や劣化が進んでいました。東京都は条例[※]に基づき、この地域を図師小野路歴史環境保全地域に指定し、開発の規制を行うとともに、野生生物の保全や回復に取り組んでいます。

数十年間手入れされずにいた水田等を、地元農家との連携のもと、地域に受け継がれてきた伝統的な農法により再生することで、良好な里山の生態系を回復することができました。その結果、絶滅のおそれのある多くの野生生物が再び姿を見せつつあります。

こうした技術の継承や専門家によるモニタリング等、多様な主体と連携した取組が進められ、都内で唯一「にほんの里100選」にも選ばれています。新たな野生生物の絶滅を防ぐためには、多様な主体との連携のもと、生態系の回復や再生を進めていくことが重要です。



※条例：東京における自然の保護と回復に関する条例

Q. 戦略2の「『種』に着目した保全アプローチ」って、どんなことをするの？

A. 例えば、小笠原諸島の固有種である「アカガシラカラスバト」の保護増殖の取組を行っています。

小笠原諸島に生息しているアカガシラカラスバトは、ノネコ（野生化したイエネコ）による捕食等の影響で個体数が激減していました。そこで、国や東京都、小笠原村、地元団体、関連機関が連携し、アカガシラカラスバトの生息地ではサンクチュアリーの設定や管理、外来種対策、生態調査等を行うとともに、本土部の動物園等では遺伝的多様性に配慮した繁殖等の保護増殖の取組が行われています。大きな減少要因であったノネコ対策については、2010年から、捕獲後人に馴らし、里親を探す取組を進めています。これにより、島のノネコの個体数が減少するとともに、アカガシラカラスバトの個体数は大幅に増加しました。



このように特定の種に着目し、多様な主体との連携のもと、様々な取組を進めることで、新たな野生絶滅を回避しています。

エリアごとの保全戦略

エリア

1 森林環境エリア

本土西部に位置する山地で、多くが森林に覆われている地域



主な取組

- ・保護上重要な生態系・種に配慮したニホンジカ対策
- ・草原の保全・再生や森林の管理
- ・過剰な踏圧への対策
- ・盗掘や過剰採取等への対策
- ・保護エリアの設定

エリア

2 里山環境エリア

森林環境エリアと都市環境エリアの間に位置する里地・里山の地域



主な取組

- ・伝統知や地域知に基づく谷戸の保全管理
- ・計画的な緑地の確保
- ・保護上重要な生態系・種の保全策の強化
- ・外来種対策の実践の促進
- ・多様な主体との協働と連携

エリア

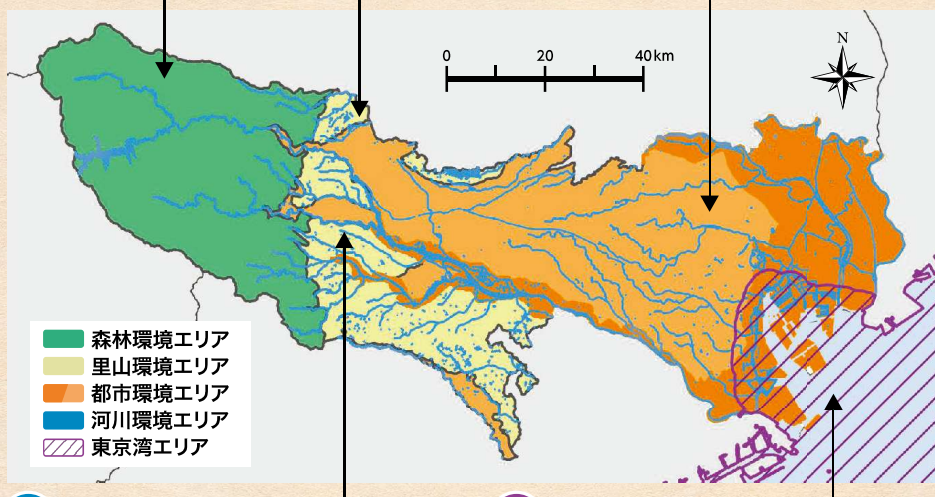
3 都市環境エリア

人間活動が集中し、多くが市街地に占められている地域



主な取組

- ・野生生物の総点検
- ・緑地の確保・生態系ネットワーク機能の強化
- ・開発や都市空間の再編に際し生態系を保全
- ・外来種対策の実践の促進



エリア

4 河川環境エリア

大河川や中小河川、それらの河川敷を含む地域、用水路や河川の源流となる湖を含む



主な取組

- ・農業用水堰や魚道等の維持・改善
- ・河川を通じて分布拡散する外来種対策の推進
- ・河川中下流部の湿地や礫河原の保全を推進
- ・モニタリングデータの活用
- ・希少な在来魚類の保全を推進

エリア

5 東京湾エリア

東京湾内湾及び沿岸域周辺の陸域を含む地域



主な取組

- ・保全上重要な生態系である干潟・塩性湿地の保全・再生を強化
- ・国や近隣自治体との生態系保全に向けた連携強化
- ・モニタリングデータの活用
- ・水質改善に向けた取組

エリアごとの保全戦略

エリア

6 伊豆諸島エリア

海洋域にある伊豆諸島の島々の地域



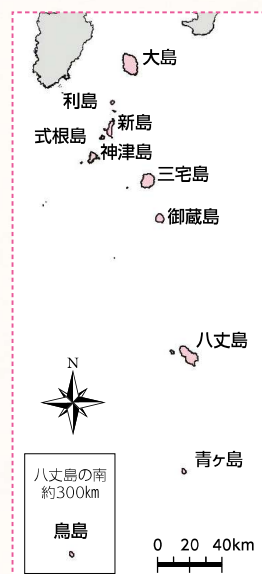
主な取組

- ・保護上重要な生態系・種における保全策の強化(各島の生物調査や制度の活用を含めた対策の強化等)
- ・外来種の侵入予防策の推進、侵略的外来種から固有種を保全
- ・人の乱獲や過剰な採取から野生生物を守る
- ・関係者が一体となった島の自然の保全の推進

ここがポイント

例えばこのような内容に取り組みます

- ・在来生態系が維持されている島への渡航ルールの整備や、監視体制の強化により、侵略的外来種の侵入や定着を防ぐ取組を検討します。
- ・法令等の規制により、減少している野生生物を守ります。
- ・侵略的外来種の防除や、植生保護柵の設置、専門機関での生息域外保全による固有種の系統保存等を進めます。



エリア

7 小笠原諸島エリア

海洋域にある小笠原諸島の島々(沖ノ鳥島、南鳥島を含む)の地域



主な取組

- ・生態系の修復と固有種等の絶滅回避(世界自然遺産等に関する計画等に基づく自然環境の修復等)
- ・未侵入・未定着の外來種の侵入や拡散防止
- ・自然と結びついた島のくらしや文化の継承
- ・小笠原諸島の価値や保全の必要性に関する情報発信や普及啓発

ここがポイント

例えばこのような内容に取り組みます

- ・外来種の侵入リスクについて村民や来島者等への普及啓発に取り組みます。
- ・村民生活や経済活動等に伴う外来種の侵入や拡散を防ぐための体制構築を進めていきます。
- ・野生生物に関心の薄い層にも小笠原諸島の自然の魅力等が伝わるよう、デジタルツールなどを用いて情報発信を進めます。



東京における自然の保護と回復に関する条例規則の一部改正

参考資料 2

【現状】 条例四十一条における捕獲等の禁止に関する適用除外の規定（施行規則第四十三条）に、生業（漁業）等や保護増殖事業実施への配慮に関する記載がない。

生業（漁業）に基づく経済活動への配慮

指定種が、漁業法の規定に基づき漁業が行われている場所に生息している可能性があることから、**混獲（捕獲）された場合を想定し、漁業活動に極力損失を与えないとともに、指定種の保護にも配慮することが必要**

保護増殖事業実施への配慮

生育地で継続的に行われてきた**二次的自然の維持に必要な草刈り等の行為**は、対象種によっては**重要な保護増殖事業**に位置付けられる。しかし、現行条例のままでは個体の損傷等と見なされる可能性があり、保護増殖事業の円滑かつ継続的な実施に支障を来す。

適用除外に以下を追加

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により免許を受けた者が、漁業を営むために必要やむを得ない範囲内で東京都希少野生動植物種の個体の捕獲等を行うことであって、捕獲等をした個体が生きている場合にあっては、漁業を営む上で支障のない範囲内で、その後直ちに当該個体を当該個体の捕獲等をした場所に放つものであること。

適用除外に以下を追加

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等を行う場合であって次に掲げるもの
へ 条例第四十四条に規定する保護増殖事業の実施のために捕獲等を行う場合

※ 本規定の追加に伴い、現行の施行規則第四十三条第四号へは、同号ホに繰り下げる。

東京都希少野生動植物種の指定等に関する関係法令等一部抜粋

■東京における自然の保護と回復に関する条例

第五章 野生動植物の保護

(東京都希少野生動植物種の指定)

第三十九条 知事は、都内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)のうち、知事が特に保護する必要があると認める種を東京都希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

2 知事は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、東京都希少野生動植物種の指定又は指定の解除をするときは、その旨を告示しなければならない。

(東京都希少野生動植物種の所有者等の責務等)

第四十条 東京都希少野生動植物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

2 知事は、東京都希少野生動植物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第四十一条 東京都希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種を除く。次条及び第四十三条において同じ。)の個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合

(捕獲等の許可)

第四十二条 学術研究又は繁殖の目的その他の規則で定める目的で東京都希少野生動植物種の捕獲等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、前項の許可をしてはならない。

- 一 捕獲等の目的が前項に規定する目的に適合しない場合
- 二 捕獲等によって東京都希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合
- 三 捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の理由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

3 知事は、第一項の許可に当たっては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。

4 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適切な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその東京都希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、東京都希少野生動植物保護区として指定することができる。この場合において、第二十五条に定める野生動植物保護地区の区域を含まないものとする。

2 知事は、前項の指定又は指定の解除をするときは、あらかじめ、関係区市町村の長及び第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 第十七条第四項から第九項までの規定は、第一項の指定及び指定の解除並びに区域の変更について準用する。

4 東京都希少野生動植物保護区内においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする事。
- 八 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をす

ること。

十一 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火をすること。

十四 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法により、その個体を観察すること。

5 知事は、前項の許可に当たっては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。

6 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの

三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて許可したもの

(平一五条例三六・平二七条例六七・一部改正)

(保護増殖事業)

第四十四条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、保護増殖事業を行うものとする。

(移入種の放逐の禁止等)

第四十五条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、都内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

2 何人も事業の実施に当たっては、野生動植物が生息し、又は生育する環境に配慮し、その保護に努めなければならない。

(中止命令等)

第四十六条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第四十二条第三項の規定により付された条件に違反した者又は同条第四項の規定に違反した者に対し、飼養栽培施設の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第四十三条第四項の規定に違反した者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者が、その違反行為によって東京都希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、規則で定めるところにより、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他東京都希少野生動植物種の個体の生息地若しくは生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第八章 罰則

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項(同条第二項の場合を含む。)又は第四十六条第一項若しくは第二項(同条第三項の場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第四十一条の規定に違反した者

■東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則

第四章 野生動植物の保護

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

イ 森林法第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

三 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)

イ 第二十二条第一号イ、ハ、ホからツまで、ルからツまで、ナ若しくはウに掲げるものの設置若しくは管理又は同条第四号イ若しくはヘ(文化財保護法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財の保存のための行為を含む。)に掲げるもの

ロ 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

- ハ 第三十五条第一項第三号に掲げるもの
- ニ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ホ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ヘ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ト 鉱業法第四条に規定する鉱業、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利採取業を行う行為
- チ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- 四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等をする場合であって次に掲げるもの
- イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)
- ハ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。
- (2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理(樹林に係る管理を除く。)を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設(樹林を除く。)に関する工事を行うこと。
- (3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
- (4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理(樹林帯に係る管理を除く。)を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事(樹林帯に係る工事を除く。)を行うこと。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくばた山崩壊防止工事を行うこと。
- (7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (8) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ニ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの
- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (2) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)の工事を行うこと。
- (3) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山 麓ろく若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- (4) 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること。
- (5) 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を設置し、又は管理すること。
- ホ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為
- ヘ イからホまでに掲げる以外の場合であって、あらかじめ知事に協議した場合
- 五 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては知事に通知したもの)に限る。))
- (平一四規則四七・平二一規則二四・平二五規則一七・平二七規則七七・平二九規則四九・令三規則二三七・一部改正)
- (捕獲等の目的)
- 第四十四条 条例第四十二条第一項の規則で定める目的は、学術研究、繁殖、教育又は東京都希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況の調査その他東京都希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。
- (捕獲等の許可の申請等)
- 第四十五条 条例第四十二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書(第十三号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 行為地の土地の所有者以外の者が申請を行う場合は、前項の許可申請書に、申請者が東京都希少野生動植物種の捕獲等を行う権利を有する者であることを示す図書(当該土地の所有者の記名押印のあるものに限る。)を添付しなければならない。
- (令三規則二三七・一部改正)
- (捕獲等により保護に支障を及ぼすおそれがある場合)
- 第四十六条 条例第四十二条第二項第二号に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 東京都希少野生動植物種の個体の数が著しく少なく、捕獲等によってその個体数の維持に支障を来すと予測されるとき。

- 二 出産若しくは産卵又は結実若しくは種子散布を行う等の繁殖活動の時期にあつて、捕獲等により繁殖に支障を来すと予測されるとき。

(捕獲等に係る個体の取扱方法)

第四十七条 条例第四十二条第四項の規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該個体を飼養栽培する場合にあつては、適当な飼養栽培施設に収容すること。
二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
イ 第二十一条第一号イからハまで若しくはホに掲げる施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
ロ 第二十二条第一号イに掲げる工作物を設置すること又は同号ロからリまで、ルからレまで若しくはツからラまでに掲げる施設を改築し、又は増築すること。
ハ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
ニ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨水観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
ホ 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
ヘ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線型の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。
ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い当該工作物を改築し、又は増築すること。
チ 港湾法第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
リ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置としての仮設工作物を新築すること。
ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
ル 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。
ヲ 電柱を設置すること。
ワ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
カ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
コ 送水管を農地に埋設すること。
タ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
テ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。
ト 第二十二条第一号ラ(ロ)から(チ)までに掲げるもの。ただし、(ロ)にあつては、「空中線系(その支持物を含む。)」その他これに類するもの」とする。
ツ 条例第四十三条第四項の規定による許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
三 鉾物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第五号イ、ロ及びニに掲げること。
ロ 露天掘以外の方法により、鉾物を掘採し、又は土石を採取すること。
ハ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
ニ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
ホ 水又は温泉を湧ゆう出させるために試掘を行うこと(試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)。
四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
五 第三十五条第一項第六号に掲げること。ただし、同号ハ中「特別地区」とあるのは、「保護区」と読み替えるものとする。
六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第七号に掲げること。
ロ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
ハ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
イ 第三十五条第一項第九号に規定する施設等から排出すること。
ロ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げる目的のために行うもの
イ 第三十五条第一項第十号イからホまで、ト及びチの目的のため

- ロ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のため
 - ハ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業を営むため
 - ニ 港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収を行うため
- 九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの
- イ 第六号ロ及びハに掲げる行為
 - ロ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採取し、捕獲すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(条例第四十三条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ハ 第二十二号第四号に掲げる行為(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ニ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの
 - (2) 第二十二号第四号ロからヘまでに掲げるもの
 - (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - ホ 第二十二号第四号ニ及びホに掲げる行為(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ヘ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。)
 - チ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
 - リ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
 - ヌ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ル 工作物の修繕のための行為
- 十一 前各号に掲げる行為に附帯する行為
- 十二 国の機関又は地方公共団体の行う次に掲げる行為
- イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの
 - (一) 下水道を改築し、又は増築すること。
 - (二) ダム又は湖沼水位調節施設を改築すること。
 - ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であって次に掲げる目的のために行うもの
 - (一) 漁港漁場整備法第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のため
 - (二) 漁業取締りのため
 - (三) 海面の清掃又は浮遊油の回収のため
 - (四) 国又は地方公共団体の試験研究機関が行う試験研究のため(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
 - (五) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うため
 - (六) 自衛隊がその活動を行うため
 - ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために行う野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - ホ ダム又は湖沼水位調節施設の管理(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。)を行うこと。
 - ヘ 都市公園等を設置し、又は管理すること(条例第四十三条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。)
 - ト 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をすること。
 - チ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をすること。
 - リ イからチまでに掲げるものに附帯する行為をすること。
 - ヌ イからリまでに掲げる以外の行為であって、あらかじめ知事に協議したもの
- (平一四規則四七・平一五規則二七・平一五規則一七七・平一八規則一五・平二一規則二四・平二五規則一七・平二七規則

七七・平二八規則三一・令三規則二三七・一部改正)
(中止命令等の方法)

第四十九条 条例第四十六条第二項に規定する行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令に当たっては、当該種の保護を図るために、必要があると認められる区域を定めて行うものとする。

■刑法

(故意)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

- 2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
- 3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

■漁業法

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針

(2026. 8. 18 時点案)

令和 8 年●月

東京都環境局

東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針

(2026. 8. 18 時点案)

第 1	東京都希少野生動植物種の保護・回復に関する基本構想	1
1	基本理念.....	1
2	東京都希少野生動植物種の保護・回復に向けた基本的な考え方.....	1
第 2	希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項	2
1	選定種の取扱い.....	2
2	希少野生動植物種の選定方針.....	2
3	指定解除.....	3
第 3	希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項	3
1	規制の対象となる個体等の範囲	3
2	個体等の取扱いに関する規制.....	3
(1)	捕獲等の禁止.....	3
(2)	捕獲等の許可	3
3	その他の個体の取扱いに関する事項.....	3
第 4	希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項	4
1	希少野生動植物保護区の指定方針	4
(1)	希少野生動植物保護区の指定の方法	4
(2)	希少野生動植物保護区の選定方針	4
(3)	希少野生動植物保護区の区域の範囲	4
2	希少野生動植物保護区の指定に当たって留意すべき事項	4
第 5	保護回復事業（保護増殖事業）に関する基本的な事項	5
1	保護回復事業の対象	5
2	保護回復事業計画の内容	5
3	保護回復事業の進め方	5
第 6	その他希少野生動植物種の保護・回復に関する重要事項	6
1	推進体制の整備.....	6
2	各種制度の効果的な活用	6
3	都民等の理解と保護回復活動の促進.....	6
4	調査研究の推進.....	6
5	外来種に関する施策	7

第1 東京都希少野生動植物種の保護・回復に関する基本構想

1 基本理念

野生動植物は、生態系を構成する不可欠な要素であるとともに、都民の豊かな生活や、区部、多摩地域及び島しょ地域など、それぞれの特性に応じた自然環境を支えるかけがえのない財産である。しかしながら、都市化の進展、生息・生育環境の変化、採取圧、外来種の影響その他の人為的要因により、多くの野生動植物が絶滅の危機に直面している。絶滅に瀕した種を自然状態において回復させることは極めて困難である。このため、生物多様性を将来世代へ継承していくためには、絶滅のおそれのある種について、保全上の重要性や減少要因の把握、対策の緊急性を踏まえ、早期かつ計画的な保全対策を講じることが必要である。

東京都は、「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」を踏まえ、希少野生動植物種の保護及び回復を図ることにより、最終的には種が生息・生育地において自然状態で安定して存続できる状態になることを目指す。

その実現に当たっては、科学的知見に基づく客観的な現状把握及び保護・回復に向けた取組を基本とし、多様な主体との連携及び協働の下で、保全の優先度等を踏まえながら、その効果の把握及び評価を行い、必要に応じて見直しを図ることにより、継続的かつ効果的な取組を推進するものとする。

2 東京都希少野生動植物種の保護・回復に向けた基本的な考え方

希少野生動植物種の保護・回復は、種の絶滅を未然に防ぎ、野生下において安定的に存続できる状態を確保することを基本目標とする。そのため、東京都は、レッドリストその他の調査研究成果を活用し、絶滅のおそれのある野生動植物種の現状及び減少要因を科学的に把握するとともに、保護の必要性が高い種について東京都希少野生動植物種（以下「希少野生動植物種」という。）として指定し、保護回復施策を重点的に実施する。指定に当たっては、指定要件や優先度等を勘案し、客観的かつ科学的な評価に基づき、専門家の意見を踏まえて適切な指定を行う。

保護回復施策の実施に当たっては、捕獲等の規制による直接的な保護のみならず、生息・生育状況の把握、生息・生育環境の維持及び改善、減少要因の除去又は軽減、普及啓発その他必要な措置を総合的に講じる。また、特に保護する必要性が高い種については、保護回復事業を計画的に実施し、専門的知見に基づくモニタリング及び評価等を継続することにより、保全効果の向上を図る。

更に、希少野生動植物種の保全は行政のみで実現できるものではないことから、土地所有者、事業者、研究機関、保全団体、区市町村及び都民等との連携を図りながら推進するものとする。その際には、地域の実情や社会経済活動との調和に配慮しつつ、多様な主体の理解と協力を得ながら、持続可能な保全の仕組みづくりを進める。これは種の保存のみならず、将来にわたり東京の生物多様性を維持及び回復につながるものである。

第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 選定種の取扱い

野生動植物の種[＊]（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護する必要性が高い種を希少野生動植物種として指定することができる。なお、不稔性の雑種及び分類学上品種とされるものは原則として対象としない。ただし、不稔ではあるが栄養繁殖等により個体群が継続的に持続している雑種の場合は対象とできる。

また、特に保護する必要がある場合には、複数種をまとめて指定することができる。

＊）種とは、生物分類の基本的単位であり、相互に交配して子孫を残すことができること、形態や生態、分布域などの共通性、遺伝的特徴などによって、他の種と区別しうる生物の集団をいう。

2 希少野生動植物種の選定方針

絶滅の危険性が高い種等については、東京都内の実情を踏まえた規制や効果的な保全施策の実施につなげるため、都条例第39条に基づく希少野生動植物種の指定を行う。

希少野生動植物種の選定においては、都条例に基づく下記の指定要件のいずれかを満たすとともに、優先度や留意事項に配慮しながら総合的に判断したうえで選定を行う。

（１）条例上の指定要件（都条例39条）

- ア 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- イ その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- ウ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- エ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- オ 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

（２）選定における優先度

希少野生動植物種については、（１）アからオのいずれかに該当する種のうち、生息・生育状況が人為の影響により、その存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、下記の優先度を踏まえて選定する。なお、都内に生息・生育する保護上重要な野生動植物種としてリストアップした「東京都の保護上重要な野生生物種」（都版レッドリスト・レッドデータブック）に掲載されている種を中心に、国のレッドリスト・レッドデータブック掲載種や学識経験者等の意見も考慮して総合的に選定を行う。

- ア 生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- イ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種
- ウ 東京都の固有種、主要な生息・生育地が都内に分布している種又は都内に保全上重要な地域個体群を有する種
- エ 保全活動への関心や支援を集める種（フラッグシップ種）又は地域の生態系を象徴する種（シンボリック種）として、保全に係る社会的な関心を高めることにより、多様な

主体による保全施策への参画又は協力を促進する効果が期待され、地域の生物多様性の保全に貢献できる種

オ 里地里山等の二次的自然の荒廃及び植生遷移により、その存続に支障を来す事情がある種

(3) 選定に当たって留意すべき事項

- ア 外来種及び都内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は選定しない。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること。
- ウ 他法令や隣接県の希少種条例等での指定状況等を勘案する。

3 指定解除

希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により2(1)に掲げる事項に該当しなくなったと認められるものは、指定希少野生動植物種の指定を解除する。

指定解除の検討は、絶滅のおそれなくなった状態が一定期間以上継続している希少野生動植物種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、希少野生動植物種に再選定することを検討する。

第3 希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項

1 規制の対象となる個体等の範囲

都条例に基づく規制の対象となるのは、希少野生動植物種の個体等(卵及び種子を含む。以下同じ。)とする。なお、自然界から個体を取り去る行為を厳格に規制する本制度の趣旨に鑑み、人の飼育下又は栽培下において繁殖させた個体については、規制の対象外として取り扱う。一方、保護回復事業に基づき、専門機関等との連携により飼育下又は栽培下で繁殖させた個体を野生復帰した場合や、個体群の補強を目的に再導入した場合等については、捕獲等の規制の対象となる。

2 個体等の取扱いに関する規制

(1) 捕獲等の禁止

希少野生動植物種の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)については、その種の保護の重要性に鑑み、原則としてこれを禁止する。

(2) 捕獲等の許可

希少野生動植物種の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的等その他の規則で定める目的で行うものを除き、許可しない。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性に鑑み、その生息・生育の条件を維持する等その種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努める。

第4 希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保存の基本は、その生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）における個体群の安定した存続を保障することである。このような見地から、希少野生動植物種の保護のため、その個体の生息・生育環境の保護を図る必要があると認められるときは、生息地等及びこれらと一体的に保護が必要な区域を都条例第 43 条に基づく東京都希少野生動植物保護区（以下「希少野生動植物保護区」という。）として指定する。なお、条例 25 条に定める野生動植物保護地区の区域を含まないものとする。

1 希少野生動植物保護区の指定方針

(1) 希少野生動植物保護区の指定の方法

希少野生動植物保護区は、希少野生動植物種の個々の種ごとに指定する。

なお、希少野生動植物保護区における違法な捕獲等又は採取等を防止するために必要がある場合には、その名称に指定種を明示しない希少野生動植物保護区として指定する。

(2) 希少野生動植物保護区の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその希少野生動植物種の個体が良好に生息・生育している場所、植生・水質・餌条件等の観点からその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きい場所について総合的に検討し、希少野生動植物保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあつては、主な分布域ごとに主要な生息地等を希少野生動植物保護区に指定するよう努める。

(3) 希少野生動植物保護区の区域の範囲

希少野生動植物保護区の区域は、希少野生動植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息地等に支障が生じることを防止するために一体的に保全を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその希少野生動植物種の個体が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物種の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮する。

2 希少野生動植物保護区の指定に当たって留意すべき事項

希少野生動植物保護区の指定に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処する。
- イ 生息地等が明らかになることにより密漁等のおそれが増すと判断される場合は、指定の

可否について慎重に検討する。

ウ 都域の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行う。

第5 保護回復事業(保護増殖事業)に関する基本的な事項

都条例第44条に規定する保護増殖事業は、個体又は個体群及びその生息・生育環境の保護・回復により、個体数等の減少防止や回復を目指す観点から、「保護回復事業」と称する。保護回復事業の適切かつ効果的な実施を図るため、「保護回復事業計画」を定め、これに基づき事業を実施する。

1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、希少野生動植物種のうち、その種の個体又は個体群の保護・回復を図るため、次に掲げる取組を計画的に実施することが必要な種を対象とする。

ア 減少要因の除去や軽減のための取組等を含む、生息・生育地内において個体や個体群を維持、回復させるための生息域内保全に向けた取組

イ 必要に応じて、専門機関等との連携の下、自然の生息・生育地外において、人の管理下で個体の保存、繁殖及び遺伝資源の保存を行う生息域外保全の取組

なお、イでの取組により増殖した個体について、野生復帰又は個体群の補強を目的として再導入等を行う場合には、実施場所の選定を含め、当該希少野生動植物種に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、その妥当性を十分に検討するとともに、関係者間の緊密な連携体制を構築した上、慎重に実施する。実施後、当該希少野生動植物種の個体群の定着又は回復が認められた場合には、アの取組を基本として、その後の保護・回復を進めるものとする。

2 保護回復事業計画の内容

保護回復事業計画の策定に当たっては、種ごとに事業の目標、区域、内容等、事業推進の基本的方針を記載する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、保護・回復すべき個体や個体群の状況及び生息地等の条件等を定める。

また、事業の内容として、対象種の生息・生育状況や分布状況の把握、減少要因の除去や軽減のための取組等を含む、生息・生育環境の保護・回復に向けた生息域内保全の取組、必要に応じて専門機関等との連携の下、自然の生息・生育地外において、人の管理下で個体の保存、繁殖及び遺伝資源の保存を行う生息域外保全の取組を定める。なお、IUCN（国際自然保護連合）や環境省が公表する生息域外保全や野生復帰等に関する各種方針等にも配慮する。

3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、研究機関や専門機関等及び国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体と連携しながら推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息・生育状況や遺伝的多様性の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直

すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

事業の実施に当たっては、対象種の生息・生育環境の保全に加え、対象種を含む生態系全体の維持・回復に資する保全策や必要に応じた自然再生の取組を組み合わせることを検討する。また、保全対象とする種が里地里山等の二次的自然などに分布する場合は、伝統的な土地の利用や管理手法などにも着目し、地域社会との関わりなどにも十分考慮しながら実施する。

第6 その他希少野生動植物種の保護・回復に関する重要事項

1 推進体制の整備

希少野生動植物種の保護に関する施策の実施に当たっては、都内の区市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県、研究機関、専門機関、大学、都民、保全団体、企業等と協力し、その推進に努める。

2 各種制度の効果的な活用

希少野生動植物種の保護回復施策を推進するためには、本条例だけでなく、関係する他法令等に基づく制度及び事業の効果的な活用が重要である。このため、対象種の特性や減少要因、施策の状況、各種制度等の目的や適用の考え方を勘案して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）や、それに類する区市町村条例、種の保存に資する鳥獣保護区及び自然公園などの保護地域制度などについて、関係主体と連携しつつ、複数の施策の組合せも含めた効果的な活用を目指す。

なお、種の保存法の国内希少野生動植物種と東京都希少野生動植物種が重複する場合には、条例に基づき、都条例においては個体の捕獲等を禁止対象とせず、種の保存法の規定を優先する。

3 都民等の理解と保護回復活動の促進

希少野生動植物種の保全施策の実効を期するためには、都民等の野生生物の保護や回復に向けた適切な理解と協力が不可欠である。希少野生動植物種の現状や保護・回復の必要性について、広報活動や環境教育を通じて、都民等の理解の促進が図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。また、都民等や事業者、これらの者が組織する団体が行う希少野生動植物種の保護回復活動に対して、専門的な立場から必要な助言や支援を行うなどの措置を講じる。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物種の保護・回復に向けて適切に配慮するよう努めるものとする。

4 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護回復施策を的確かつ効果的に実施するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であることから、野生動植物種の生息・生育状況、分布、生態、保護・回復の手法その他施策の実施に必要な各分野の調査研究を、都の研究機関を中心に、その他関係研究機関、学術研究者、地域住民及び団体等の協力を得て推進する。

5 外来種に関する施策

都は、希少野生動植物種の保護・回復を図るため、その生息地等における侵略的外来種の生息状況及び影響を把握し、侵略的外来種の侵入防止、早期発見・早期防除、個体数の低減その他被害の軽減に資する措置を講じることに努める。加えて、外来種対策の実効性を高めるため、都民、事業者、区市町村、専門家その他の多様な主体との連携の下、普及啓発、情報収集、調査研究を推進し、都内全体における外来種対策の実践の促進に資する取組を実施する。